

○和歌山大学教育学部 FD 委員会規程

制 定 平成 17 年 10 月 27 日

最終改正 令和 5 年 3 月 20 日

(趣旨及び設置)

第 1 条 和歌山大学教育学部において FD (ファカルティ・ディベロップメント) を推進するため、和歌山大学教育学部 FD 委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施にあたる。

(1) FD の企画及び実施

(2) その他 FD に関し、必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

(1) 委員長

(2) 教授会で選出された教員 3 名

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、教授会で選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条の 2 委員会は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開きかつ議決することができない。

2 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により 1 か月以上不在の者は、構成員に算入しない。

(意見聴取)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学務課教育学部係において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 10 月 27 日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選出される第 3 条委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 24・4・26 一部改正)

この改正規程は、平成 24 年 4 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 29・9・14 一部改正）

この改正規程は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

附 則 （令和 2・3・5 一部改正）

この改正規程は、令和 2 年 3 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （令和 5・3・20 一部改正）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。